

役員報酬規程

制 定 平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人 関西交通経済研究センター定款第27条第1項の規定に基づき、常勤の役員報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項で定める報酬、特別手当その他の職務遂行の対価(第27条第2項に定める費用の弁済は除く)として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤以外の役員に対しては、支給しない。

2. この法人の常勤役員は、1名とする。
3. 常勤役員の報酬は、月額報酬と特別手当に区分して支給し、年額700万円を上限とする。
4. 前項の報酬は、評議員会の決議を経て会長が定めるものとする。
5. 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。ただし、通勤手当は、給与規程に準じて支給する。
6. 常勤役員に対する退職手当の額は、次の算出方法により算出した額とする。ただし、在職3年に満たない者、及び職務上の義務違反により解任された者については、退職手当は支給しない。

「退職時基本給月額」×「在職月数」×「支給係数」

7. 前5項に規定する支給係数は、次のとおりとする。

- (1) 在職3年以上8年未満の者 100分の15
- (2) 在職8年以上の者 100分の20

8. 前5項の退職手当は、評議員会の決議を経て会長が定めるものとする。
9. 前2項及び前5項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、給与規程及び職員退職手当支給規程に準じて支給する。

(公表)

第 4 条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定めにより、これを公表するものとする。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。